

労災保険のメリット制について

メリット制の概要

労災保険率は、災害のリスクに応じて、事業の種類ごとに定められています。しかし、事業の種類が同じでも、作業工程、機械設備、作業環境、事業主の皆様の災害防止努力の違いにより、個々の事業場の災害率には差が生じます。

そこで、労災保険制度では、事業主の皆様の保険料負担の公平性の確保と、労働災害防止努力の一層の促進を目的として、その事業場の労働災害の多寡^{※1}に応じて、一定の範囲内（基本：±40%、例外：±35%、±30%）で労災保険率または労災保険料額を増減させる制度（メリット制）を設けています。

メリット制の仕組みは、**継続事業^{※2}**、**一括有期事業^{※3}**、**単独有期事業^{※4}**で異なります。

- ※1 労働災害の多寡は、一定の期間の保険給付（特別支給金を含む）と労災保険料の比率（収支率）で判断します。
- ※2 継続事業とは、事業期間が予定されていない事業のことをいい、一般の工場、商店、事務所などが該当します。
- ※3 一括有期事業とは、建設や立木の伐採の事業において、2件以上の小規模な建設工事や伐採事業を年間で一括し、全体を一の事業とみなして労災保険を適用するものをいいます。
- ※4 単独有期事業とは、事業の開始と終了が予定されている大規模な工事などで、その事業単独で労災保険を適用するものをいいます（ビル建設、橋梁建設、トンネル工事などが代表的）。

継続事業のメリット制

1 概要

継続事業では、その業種に適用される労災保険率から、非業務災害率（全業種一律 0.6/1000）※⁵を減じた率を±40%の範囲※⁶で増減させて、労災保険率を決定します。これを「改定労災保険率」又は「メリット料率」といいます。

※⁵ 非業務災害率とは、それぞれの業種に設定されている労災保険率のうち、通勤災害、二次健康診断等及び複数業務要因災害に係る給付並びに複数事業労働者の業務災害に係る給付の一部に充てる分の保険料率のことで、業種を問わず 1000 分の 0.6 としています。

※⁶ 一括有期事業の場合、規模に応じて±30%または±40%の範囲で増減率が適用されますが、立木の伐採の事業については、最大で±35%の範囲になります。

2 メリット制の適用の対象となる事業

継続事業では、「事業の継続性」に関する要件と、「事業の規模」に関する要件を同時に満たしていることが、メリット制適用の要件となります。

① 事業の継続性

メリット制が適用される保険年度の前々保険年度に属する 3 月 31 日（以下「基準日」という）の時点において、労災保険の保険関係が成立してから 3 年以上経過していること（3 ページ図 1 参照）。

② 事業の規模

基準日の属する保険年度の前々保険年度から遡って連続する 3 保険年度中（以下「収支率算定期間」という）の各年度において、使用した労働者数※⁷に関して、次の A または B のいずれかを満たしていること。

A：100 人以上の労働者を使用した事業であること。

B：20 人以上 100 人未満の労働者を使用した事業であって、災害度係数が 0.4 以上であること。災害度係数は、以下の計算式で算定します。

$$\text{災害度係数} = \text{労働者数} \times (\text{業種ごとの労災保険率} - \text{非業務災害率}) \geq 0.4$$

B の適用要件を満たすために必要な業種ごとの労働者数は、最低労働者数早見表（16 ページ）で確認できます。

※⁷ 各保険年度における労働者数は、その保険年度中の各月の末日（賃金締切日がある場合には、各月の末日の直前の賃金締切日）における使用労働者数の合計を 12 で割って得た値（小数点以下切捨て）です。ただし、船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱い事業では、各保険年度中に使用した延べ労働者数をその保険年度に

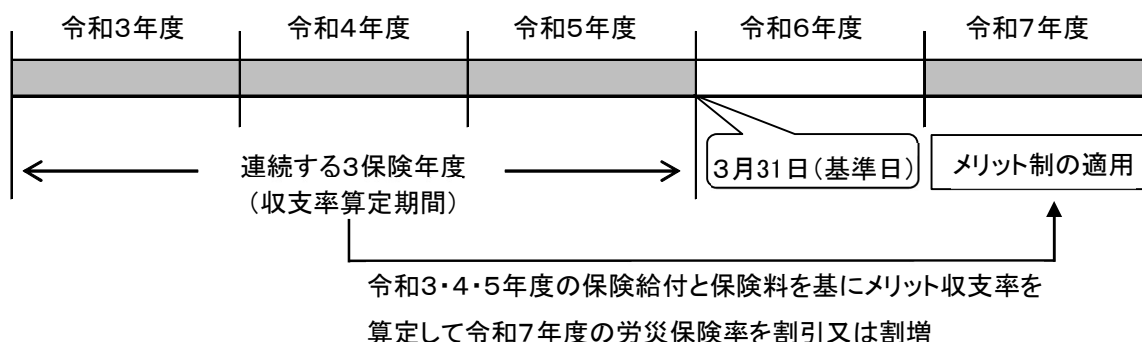
おける所定労働日数で割って得た値（小数点以下切捨て）になります。

3 メリット制の適用時期

メリット制が適用される時期は、連続する3保険年度の最後の年度（「基準日」の属する年度）の翌々保険年度になります。

例えば、令和3年度～令和5年度が連続する3保険年度の場合には、最後の年度の令和5年度の翌々保険年度に当たる令和7年度にメリット制が適用されます。

【図1 メリット制の収支率算定期間と適用時期】



4 メリット収支率の算定

メリット収支率とは、連続する3保険年度中の確定保険料に対する保険給付等（業務災害に係る保険給付及び特別支給金）の割合であり、次式により算定します。

$$\text{メリット収支率（％）} = \frac{\text{保険給付等の額}}{\text{確定保険料} \times \text{第一種調整率}} \times 100$$

なお、実際には、分子となる保険給付等の額には、通勤災害や特定疾病に対する保険給付を含めないことなどの細かな規定があります（メリット収支率の詳細な算定方法については15ページ参照）。

5 メリット収支率の分子（保険給付等の額）

メリット収支率の分子に用いる保険給付等の額は、原則として、収支率算定期間に、業務災害として支給した保険給付（短期給付^{※8}・長期給付^{※9}）及び特別支給金の総額です。

※8 短期給付とは、療養補償給付や休業補償給付等、補償する期間が短い給付のことをいいます。

※9 長期給付とは、年金のように補償する期間が長い給付のことをいいます。ただし、メリット収支率の算定にあたっては、傷病補償年金及び傷病特別年金は短期給付として扱います。

① 短期給付の額

原則として保険給付及び特別支給金の全額をメリット収支率の分子に算入します。ただし、療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金、介護補償給付、休業特別支給金及び傷病特別年金については、負傷又は発病年月日から3年以内の分として支給した額のみ算入します。

② 長期給付の額

障害補償年金、遺族補償年金、障害特別年金及び遺族特別年金については、実際に年金として支給した額ではなく、年金給付の額をその業務災害発生当時の一時金に換算した額（「労基法相当額」といいます）を一括して算入します。

6 メリット収支率の分母（保険料×第一種調整率）

メリット収支率の算定に当たり、分子に算入される年金給付は一時金に換算した額ですが、分母の保険料額は年金として保険給付に要する費用を基に設定された料率による保険料であるため、一定の係数を分母に掛けて、分子と見合う額にします。

その係数を、第1種調整率といい、一般の事業（以下の事業以外の事業）の場合は0.67、林業の事業は0.51、建設の事業、港湾貨物取扱事業、港湾荷役業は0.63、船舶所有者の事業は0.35と定められています。

7 メリット料率の算定

まず、上記4～6によって算定したメリット収支率を【増減表1】に当てはめ、メリット増減率を判定します。

次に、「基準となる労災保険率（その業種の労災保険率）から、非業務災害率（＝0.6/1000）を引いた率」を、判定したメリット増減率で増減します。この値に非業務災害率を加えたものが、メリット料率になります。

メリット料率の算定方法を数式で示すと、次のようになります。

メリット料率＝

$$(\text{基準となる労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 + \text{メリット増減率}(\%) }{100} + \text{非業務災害率}$$

したがって、メリット収支率を、【増減表1】に当てはめた場合、

- ① メリット収支率が 75%以下の時には、その値が小さいほど、労災保険率が低くなります。（最大 40%の割引）
- ② メリット収支率が 85%以上の時には、その値が大きいほど、労災保険率が高くなります。（最大 40%の割増）
- ③ メリット収支率が 75%超え 85%以下の時には、労災保険率の増減はありません。

【増減表 1 継続事業・一括有期事業】

メリット収支率	メリット増減率	
	立木の伐採の事業 以外の事業	立木の伐採 の事業
10%以下	40%減	35%減
10%を超え20%まで	35%減	30%減
20%を超え30%まで	30%減	25%減
30%を超え40%まで	25%減	20%減
40%を超え50%まで	20%減	15%減
50%を超え60%まで	15%減	10%減
60%を超え70%まで	10%減	
70%を超え75%まで	5%減	5%減
75%を超え85%まで	0%	0%
85%を超え90%まで	5%増	5%増
90%を超え100%まで	10%増	10%増
100%を超え110%まで	15%増	
110%を超え120%まで	20%増	15%増
120%を超え130%まで	25%増	20%増
130%を超え140%まで	30%増	25%増
140%を超え150%まで	35%増	30%増
150%を超え	40%増	35%増

◆継続事業にメリット制が適用される場合の労災保険率の算定例を 13 ページに記載しています。

一括有期事業のメリット制

一括有期事業のメリット制の仕組み

一括有期事業のメリット制では、一括された全ての事業に係る連続する3保険年度中の保険給付等の額及び確定保険料を用いてメリット収支率を算定し、【増減表1】又は【増減表2】（後述）によるメリット増減率を決定します。メリット収支率の算定方法については、継続事業と同様です。

なお、確定保険料は、一括される個別の事業ごとに、当該事業の開始時期における労災保険率（基準料率）と、当該事業の終了した日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算定した労災保険率（メリット料率）により算定します。

また、「事業の規模」に関する要件は以下のとおりです。

- 連続する3保険年度中の各保険年度において、確定保険料の額が40万円以上であること。また、メリット増減率については、連続する3保険年度の全てにおいて確定保険料の額が「100万円以上」の場合は【増減表1】が適用されますが、うち1年度でも「40万円以上100万円未満」となった年度があった場合には、【増減表2】が適用されます（参考「[平成24年度から有期事業のメリット制を改正します](#)」）。

【増減表2 一括有期事業で確定保険料額が100万未満】

メリット収支率	メリット増減率
10%以下	30%減
10%を超え20%まで	25%減
20%を超え30%まで	20%減
30%を超え50%まで	15%減
50%を超え70%まで	10%減
70%を超え75%まで	5%減
75%を超え85%まで	0%
85%を超え90%まで	5%増
90%を超え110%まで	10%増
110%を超え130%まで	15%増
130%を超え140%まで	20%増
140%を超え150%まで	25%増
150%を超え	30%増

単独有期事業のメリット制

1 単独有期事業のメリット制の仕組み

単独有期事業では、事業終了（建設工事などの終了）後、いったん確定精算した労災保険料の額を、メリット制により増減しています。

2 メリット制の適用の対象となる事業

次の①、②のいずれかを満たす事業について適用されます。

- ① 確定保険料の額が 40 万円以上であること。
- ② 建設の事業は請負金額（消費税相当額を除く）が 1 億 1 千万円以上、また、立木の伐採の事業は素材の生産量が 1000m³ 以上であること。

なお、①の要件が適用されるのは平成 24 年度以降に労災保険の保険関係が成立した事業であり、平成 23 年度以前に成立した事業については、「確定保険料の額が 100 万円以上」となります（参考「[平成 24 年度から有期事業のメリット制を改正します](#)」）。また、②のうち、建設の事業に係る要件が適用されるのは平成 27 年度以降に労災保険の保険関係が成立した事業であり、平成 26 年度以前に成立した事業では、「請負金額（消費税相当額を含む）が 1 億 2 千万円以上」となります。

【単独有期事業のメリット制適用要件】

	メリット制の対象となる要件（①、②のいずれかを満たす場合）		
	平成23年度以前	平成24～26年度まで	平成27年度以降
確定保険料額 ①	100万円以上	40万円以上	
請負金額 ②	1億2千万円以上 (消費税相当額を含む。)		1億1千万円以上 (消費税相当額を除く。)

3 改定確定保険料（メリット制適用後の保険料）

単独有期事業は、事業終了後（終了日から 50 日以内に）、事業開始時に概算申告した労災保険料の確定精算を行います。確定精算後の労災保険料を「確定保険料」といいます。

その後、その事業での保険給付と保険料を基に算定したメリット収支率に応じて、確定保険料を増減します。この増減した確定保険料を「改定確定保険料」といいます。

4 メリット収支率

確定保険料を増減させる基準は、継続事業・一括有期事業の場合と同様、「メリット収支率」です。

単独有期事業におけるメリット収支率は、原則として、事業終了日から3か月を経過した日前までの保険給付を分子に、確定保険料を分母にして算定します。

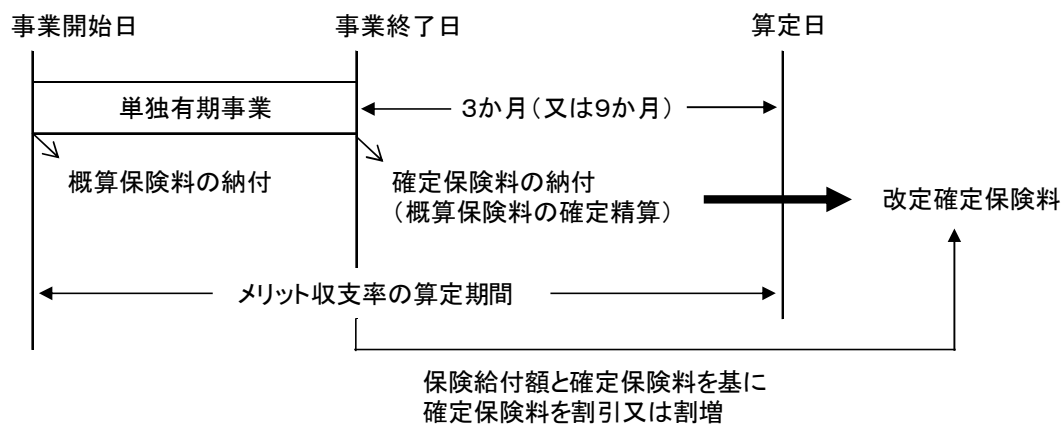
$$\text{メリット収支率（％）} = \frac{\text{保険給付等の額}}{\text{確定保険料} \times \text{第一種調整率又は第二種調整率}} \times 100$$

ただし、事業（例：建設工事現場）で発生した業務災害が重篤で、保険給付の期間が事業終了日から3か月以上続く被災者がいる場合は、事業終了日から9か月を経過した日の前日までの保険給付と確定保険料によってメリット収支率を計算します。

なお、メリット収支率の分母（保険料）については、3か月時点で計算を行う場合は前出の第1種調整率を使用しますが、9か月時点で計算を行う場合には第2種調整率という係数を使用します。

第2種調整率は、立木の伐採の事業は0.43、建設の事業は0.50となります。

【図2 単独有期事業のメリット制適用の概念図】



5 改定確定保険料の計算

改定確定保険料は、算定したメリット収支率を【増減表3】に当てはめてメリット増減率を判定し、その増減率に基づいて、確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額（以下「非業災減確定保険料」という。）を増減させることによって算定します。

なお、手続き上は、以下の算式によって算定する非業災減改定確定保険料と非業災減確定保険料の差額を計算し、追加徴収または還付を行います。

非業災減改定確定保険料 = 非業災減確定保険料

$$+ \text{非業災減確定保険料} \times \frac{\text{メリット増減率}(\%)}{100}$$

【増減表 3 単独有期事業】

メリット収支率	メリット増減率	
	建設の事業	立木の伐採の事業
10%以下	40%減	35%減
10%を超え20%まで	35%減	30%減
20%を超え30%まで	30%減	25%減
30%を超え40%まで	25%減	20%減
40%を超え50%まで	20%減	15%減
50%を超え60%まで	15%減	10%減
60%を超え70%まで	10%減	
70%を超え75%まで	5%減	5%減
75%を超え85%まで	0%	0%
85%を超え90%まで	5%増	5%増
90%を超え100%まで	10%増	10%増
100%を超え110%まで	15%増	
110%を超え120%まで	20%増	15%増
120%を超え130%まで	25%増	20%増
130%を超え140%まで	30%増	25%増
140%を超え150%まで	35%増	30%増
150%を超え	40%増	35%増

◆単独有期事業にメリット制が適用される場合の労災保険率の算定例を 14 ページに記載しています。

特例メリット制

1 概要

労働災害は、近年、全体として減少していますが、今なお中小企業で多く発生しています。そこで、中小企業における労働災害防止活動を一層促進する目的で、所定の安全衛生措置を講じた中小企業事業主を対象に「特例メリット制」（通常は最大±40%のメリット増減率を最大±45%とする制度）を設けています。

2 特例メリット制の対象となる事業

次の①から④までの要件を全て満たす事業が対象になりますが、特例メリット制を適用するための手続きの詳細については、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

① メリット制が適用される継続事業であり、「建設の事業」及び「立木の伐採の事業」以外の事業であること（2 ページ2 参照）。

② 厚生労働省令で定める労働者の安全または衛生を確保するための措置（以下「安全衛生措置」という。）を講じたこと。

具体的には、機械設置等の計画届の免除の認定を受けた事業主が講ずる措置（「労働安全衛生マネジメントシステムの実施」）を講じて、都道府県労働局長の確認を受ける必要があります。

③ 中小企業事業主であること（中小企業事業主の要件は、企業全体の常時使用する労働者数が下表の範囲にあること）。

主たる事業の種類	企業全体の常時使用する労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業、飲食店	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外の事業	300人以下

④ ②の安全衛生措置を講じた保険年度の次の保険年度の初日から6か月以内に、特例メリット制の適用を申告していること。

3 特例メリット制の適用期間

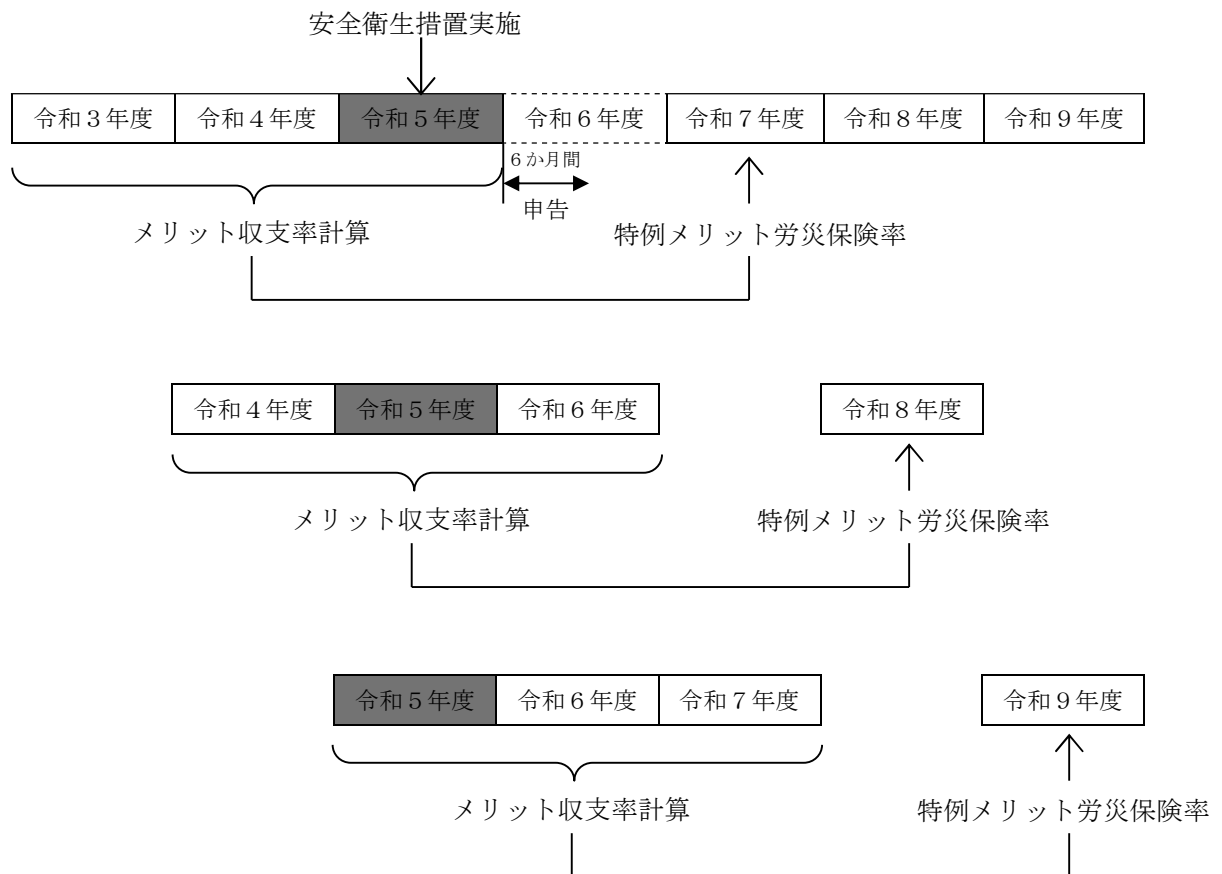
2 ②の安全衛生措置を講じ、2 ④の特例メリット制の適用を申告した中小企業事業主は、安全衛生措置を講じた保険年度の翌々保険年度から3年間、特例メリット制による労災保険率の増減が適用されます。

4 特例メリット制による労災保険率

① 特例メリット制による労災保険率の増減は、継続メリット制と同じ方法で算定するメリット収支率を基準として行います。

- ② 特例メリット制の適用を受ける場合、メリット増減率は、メリット収支率の区分に応じて定める【増減表4】を適用します。

【特例メリット制の申告と適用】



【増減表 4 特例メリット制】

メリット収支率	メリット増減率
5%以下	45%減
5%を超え10%まで	40%減
10%を超え20%まで	35%減
20%を超え30%まで	30%減
30%を超え40%まで	25%減
40%を超え50%まで	20%減
50%を超え60%まで	15%減
60%を超え70%まで	10%減
70%を超え75%まで	5%減
75%を超え85%まで	0%
85%を超え90%まで	5%増
90%を超え100%まで	10%増
100%を超え110%まで	15%増
110%を超え120%まで	20%増
120%を超え130%まで	25%増
130%を超え140%まで	30%増
140%を超え150%まで	35%増
150%を超え160%まで	40%増
160%を超え	45%増

継続事業にメリット制が適用される場合の労災保険料の算定例

非鉄金属精錬業を営む事業場（労災保険率 7/1000）について、労働災害の多寡によって保険料がどの程度増減するかを計算します。

- ・労働者数 100 人
- ・賃金総額 5 億円（1 人当たり年間賃金は平均 500 万円）

1 メリット制が適用されない場合（基本となる労災保険料）

$$\text{労災保険料} = \text{賃金総額} (100 \text{ 人} \times 500 \text{ 万円}) \times 7/1000 = \underline{350 \text{ 万円}}$$

2 メリット制が適用される場合

【メリット料率の算定式】

$$\text{メリット料率} = (\text{労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 + \text{メリット増減率}(\%)}{100} + \text{非業務災害率}$$

（1）無災害事業場の場合（メリット収支率：0% → メリット増減率：-40%）

$$\text{メリット料率} = \frac{7-0.6}{1000} \times \frac{100-4}{100} + \frac{0.6}{1000} = \frac{4.44}{1000}$$

$$\text{労災保険料} = 5 \text{ 億円} \times \frac{4.44}{1000} = 222 \text{ 万円}$$

（2）労災多発事業場の場合（メリット収支率：200% → メリット増減率：+40%）

$$\text{メリット料率} = \frac{7-0.6}{1000} \times \frac{100+4}{100} + \frac{0.6}{1000} = \frac{9.56}{1000}$$

$$\text{労災保険料} = 5 \text{ 億円} \times \frac{9.56}{1000} = 478 \text{ 万円}$$

◆上記の例では、メリット制により、保険料は 222 万円～478 万円になります。

単独有期事業にメリット制が適用される場合の労災保険料の算定例

鉄道又は軌道新設事業を営む事業場（労災保険率 9/1000、労務費率 19%）について、労働災害の多寡によって保険料がどの程度増減するかを計算します。

・請負金額（消費税相当額を除く） 10 億円

※平成 26 年度以前に成立した建設事業の請負金額には消費税相当額を含みます。

1 メリット制が適用されない場合（確定保険料）

賃金総額 = 請負金額（消費税相当額を除く）（10 億円）× 労務費率（19%）= 1 億 9 千万円

確定保険料 = 賃金総額（1 億 9 千万円）× 9/1000 = 171 万円

2 メリット制が適用される場合

$$\begin{aligned} \text{非業災減改定確定保険料} &= \text{非業災減確定保険料} \\ &+ \text{非業災減確定保険料} \times \frac{\text{メリット増減率（\%）}}{100} \end{aligned}$$

非業災減確定保険料 = 確定保険料（171 万円） - 確定保険料（171 万円） × 0.6/1000 ÷ 9/1000 = 159 万 6 千円

（1）無災害事業場の場合（メリット収支率：0% → メリット増減率：-40%）

$$\begin{aligned} \text{非業災減改定確定保険料} - \text{非業災減確定保険料} &= 159 \text{ 万 6 千円} \times \frac{-40}{100} \\ &= - 63 \text{ 万 8 千 4 百円} \end{aligned}$$

※差額に 1 円未満の端数が生じた場合は切捨てます。

上記の差額 63 万 8 千 4 百円の還付が行われます。

（2）労災多発事業場の場合（メリット収支率：200% → メリット増減率：+40%）

$$\begin{aligned} \text{非業災減改定確定保険料} - \text{非業災減確定保険料} &= 159 \text{ 万 6 千円} \times \frac{40}{100} \\ &= 63 \text{ 万 8 千 4 百円} \end{aligned}$$

※差額に 1 円未満の端数が生じた場合は切捨てます。

上記の差額 63 万 8 千 4 百円の追徴が行われます。

◆上記の例では、メリット制により、保険料は 107 万 1 千 6 百円～234 万 8 千 4 百円になります。

メリット収支率の詳細な計算方法

1 継続事業（一括有期事業を含む）のメリット収支率

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{基準となる3月31日以前3保険年度に業務災害に関して支払われた保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} \\ \text{ただし、給付基礎日額を合算した場合の保険給付、年金たる保険給付その他厚生労働省令で定めるものはその定めるところによる} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給権者に支払われた遺族特別一時金の額} \\ \text{② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額} \\ \text{③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた額} \\ \text{④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} \\ \text{⑤ 第三種特別加入者に係る保険給付及び特別支給金の額} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{基準となる3月31日以前3年間の一般保険料の額(労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)及び第一種特別加入保険料の額(第一種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)} \end{array} \right)} \times 100$$

× 第1種調整率

2 単独有期事業のメリット収支率

(1) 算定日を事業が終了した日から3か月を経過した日とする場合

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{事業が終了した日から3箇月を経過した日前における業務災害に関して支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} \\ \text{ただし、給付基礎日額を合算した場合の保険給付、年金たる保険給付その他厚生労働省令で定めるものは、その定めるところによる} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給権者に支払われた遺族特別一時金の額} \\ \text{② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額} \\ \text{③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた特別遺族一時金の額} \\ \text{④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{その事業の確定保険料の額(労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)及び第一種特別加入保険料の額(第一種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)} \end{array} \right)} \times 100$$

× 第1種調整率

(2) 算定日を事業が終了した日から9か月を経過した日とする場合

$$\text{メリット収支率} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{事業が終了した日から9箇月を経過した日前における業務災害に関して支払われた保険給付の額及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} \\ \text{ただし、給付基礎日額を合算した場合の保険給付、年金たる保険給付その他厚生労働省令で定めるものはその定めるところによる} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{① 遺族補償一時金及び当該遺族補償一時金の受給権者に支払われた遺族特別一時金の額} \\ \text{② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金の額} \\ \text{③ 特別遺族給付金のうち遺族失権に伴い支払われた特別遺族一時金の額} \\ \text{④ 特定疾病にかかった者に対し支払われた保険給付及び特別支給金並びに特別遺族給付金の額} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{その事業の確定保険料の額(労災保険率から非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)及び第一種特別加入保険料の額(第一種特別加入保険料率から特別加入非業務災害率を減じた率に応ずる部分の額)} \end{array} \right)} \times 100$$

× 第2種調整率

※第一種特別加入保険料率は、労災保険率と同一の値
 ※特別加入非業務災害率は、非業務災害率と同一の値

最低労働者数早見表

事業の種類の分類	番号	事業の種類		メリット収支率算定期間の各年度における最低労働者数		
				平成27～29年度	平成30～令和5年度	令和6年度～
林業	02	林業（※）	木材伐出業	(20)	(20)	(20)
	03		その他の林業			
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）		22	23	23
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業		20	20	20
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業		20	20	20
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		21	26	33
	24	原油又は天然ガス鉱業		100	100	100
	25	採石業		20	20	20
	26	その他の鉱業		20	20	20
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業		－	－	－
建設事業	32	道路新設事業		－	－	－
	33	舗装工事業		－	－	－
	34	鉄道又は軌道新設事業		－	－	－
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）（※）		(39)	(45)	(45)
	38	既設建築物設備工事業		－	－	－
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業		－	－	－
	37	その他の建設事業（※）		(25)	(28)	(28)
	41	食料品製造業		75	75	82
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製造業		100	100	100
	44	木材又は木製品製造業		30	30	33
	45	パルプ又は紙製造業		63	68	63
	46	印刷又は製本業		100	100	100
	47	化学工業		100	100	100
	48	ガラス又はセメント製造業		82	75	75
	66	コンクリート製造業		33	33	33
	62	陶磁器製品製造業		22	23	25
	49	その他の窯業又は土石製品製造業		20	20	20
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）		63	68	68
	51	非鉄金属精錬業		68	63	63
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）		82	82	91
	53	鋳物業		23	26	26
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）		43	43	48
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）		68	68	68
	55	めっき業		63	63	68
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）		82	91	91
	57	電気機械器具製造業		100	100	100
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）		100	100	100
	59	船舶製造又は修理業		20	20	20
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）		100	100	100
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		100	100	100
運輸業	61	その他の製造業		68	68	75
	71	交通運輸事業		100	100	100
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）		48	48	51
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）		48	48	48
	74	港湾荷役業		33	33	36
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業		100	100	100
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業		33	33	33
	91	清掃、火葬又はと畜の事業		36	33	33
	93	ビルメンテナンス業		82	82	75
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		63	68	68
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業		100	100	100
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		100	100	100
	99	金融業、保険業又は不動産業		100	100	100
	94	その他の各種事業		100	100	100
		90	船舶所有者の事業		20	20

（※１）林業・建設事業の括弧は、継続事業についての最低労働者数を表す。

（※２）例えば、令和6年度にメリット制が適用されるためには、令和2、3、4年度の各年度における適用労働者数が上記表の各欄に掲げる数値以上となっている必要がある。